

がん保険

がん保険[1年契約用]

「がん保険」はわずかな保険料で、
がんの治療を**手厚くサポート!**



例えば…
30歳男性が、
月払で「がん保険」を2口で契約された場合(初年度)、

1日あたり保険料は『約30円』!

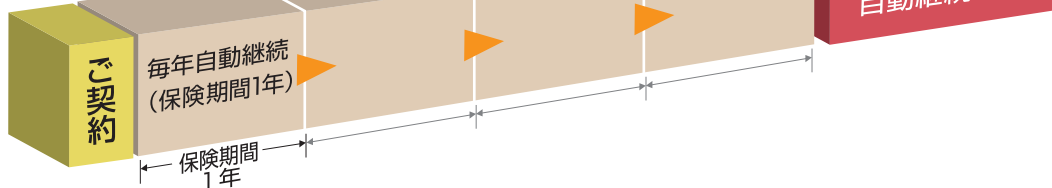
<胃がんで50日間入院された場合>

保険金の受取金総額は620万円となります!

(詳細は、「保険金のお支払例」をご覧ください。)

■自動継続特約について

『自動継続扱い』とすれば、最長70歳まで補償が継続します。



『自動継続扱い』にしますと、毎年のご継続手続きは不要となります。ぜひ『自動継続扱い』をオススメします！

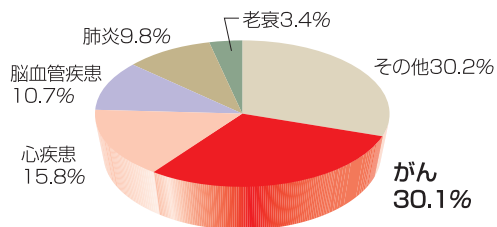
※『自動継続扱い』とするためには、「保険契約の継続に関する特約」をセットする必要があります。

なお、保険料はご継続時における被保険者の年齢によります。

※契約内容を変更される場合など自動継続ができない場合があります。

■がんは死因のトップ

主な死亡原因の割合



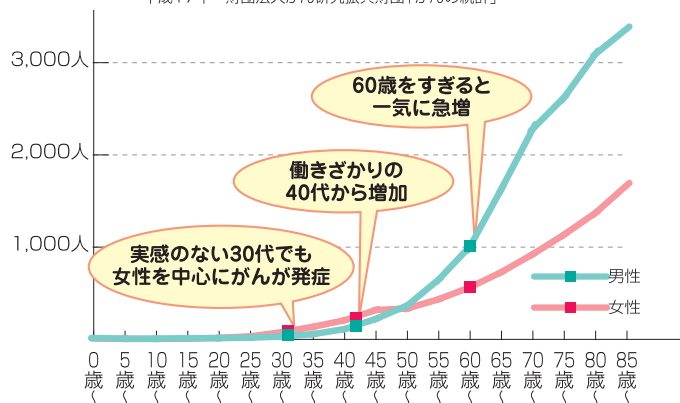
平成21年 厚生労働省「人口動態統計の概況」

日本人の死因のうち約30%を占めるがん。働きざかりの40代からガンとのびています。

■高齢になるほど急増するがんのリスク

がんの年齢別罹患率(人口10万対)

平成17年 財団法人がん研究振興財団「がんの統計」



■各種付帯サービスについて

ご契約いただいたお客様には、暮らしに役立つ下記の各種サービスをご用意しております。

1.まごころ健康ダイヤルサービス〈通話料無料〉

<①健康・介護相談> 24時間365日
健康・介護に関し、通話料無料ダイヤルにて専門スタッフが相談をお受けいたします。
(毎日の健康づくりや、病気の症状などについての相談。全国の医療機関の情報提供など)



<②年金相談> 毎週 火・水・木曜日 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
公的な年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。

<③税務相談> 毎週 水曜日 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。

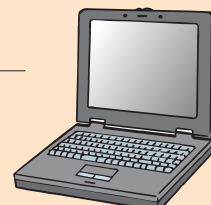
<④法律相談> 毎週 水曜日 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。

※なお、②~④の年金・税務・法律相談は、当日10時より先着順で予約受付を行っています。
ご予約で一杯になり、お断りすることもありますので、早めのお電話をお願いします。

2.インターネットによる介護情報サービス

健康介護に関するホームページ「健康介護情報サービス」で、有益な情報提供を行っています。
専門の相談員が電子メールで介護相談を受付、電子メールで直接お客さまのもとへご回答いたします。

【ホームページアドレス】<http://www.kyoeikasai.co.jp/personal/information.html>



がん保険に関するご注意

ご契約にあたって

- ①「保険料の払込みに関する特約」をセットすることにより、保険料（分割払いの場合は分割保険料）について指定口座からの口座振替によりお支払いいただくことができます。
- ②「保険契約の継続に関する特約」をセットした場合には、保険期間の満了時と同一の内容で毎年自動継続いたします。（ただし、保険料は継続契約の保険期間開始日現在の年齢により計算を行い、適用保険料が異なるときは、保険金日額および保険金額を同額とし、保険料を変更する方法により継続させていただきます。）

【ご注意】

- 継続契約の保険期間の開始日において被保険者の年齢が満71歳以上の場合は、自動継続のお取扱いはできません。また、保険金請求事故が多発した場合等には、継続を中止させていただくことがあります。なお、共栄火災より継続を中止させていただく場合には、保険期間満了日の属する月の前月10日までにご連絡いたします。
- 保険契約者より継続の中止をご希望される場合には、保険期間満了日の属する月の前月10日までにお申し出ください。

告知義務について

告知義務（ご契約時に保険会社に重要な事項を申し出いただく義務）：

保険契約者および被保険者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

ご契約の際のご注意

①保険契約の無効：

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効となります。この場合、すでにお支払いいただいた保険料は返還しません。

②保険料のお支払いと共栄火災の責任：

保険料の払込みに関する特約などの特定の特約を付帯したご契約を除き、保険期間（保険のご契約期間）が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

③保険料領収証：

保険料のお支払いの際は、共栄火災所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

④保険会社の破綻時の取扱い：

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

す。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償の対象となり、保険金・返れい金等は、原則として90%まで補償されます。（平成21年11月現在）

⑤その他：

保険証券をはじめ、保険料控除証明書などの各種通知書は全て、申込書に記載の住所に送付いたします。

ご契約後のご注意

①ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく事項：

ご契約の内容に次のようなことが生じた場合は、取扱代理店または共栄火災へご通知ください。

- ・保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したとき

②第2回以降の分割保険料のお支払い：

第2回目以降の分割保険料は払込期日までに払い込みください。払込期日の翌月末までに払込みがない場合には、被保険者に保険金の支払事由の原因が発生したときに保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

（注）「保険料の払込みに関する特約」により払込方法を口座振替とする場合で、保険料が払い込まれなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったときは、払込期日の翌々月末まで猶予します。

③生命保険料控除：

この保険契約の保険料は、生命保険料控除の対象となります。（平成21年11月現在）

なお、上記取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。

商品内容・契約内容に関するお問い合わせは

商品内容・契約内容に関するお問い合わせ、各種手続き・保険料のお見積りは、下記「お問い合わせ先」記載の取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

保険に関する苦情・ご相談は

共栄火災への苦情（ご相談等）はお客様相談室にご連絡ください。
0120-719-250（無料）
受付時間：平日の午前9:00～午後6:00

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
（社）日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808（ナビダイヤル・通話料有料）
受付時間：平日の午前9:15～午後5:00
詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<http://www.sonpo.or.jp/>）

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。
なお、ご通知が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。
24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」0120-044-077（無料）

■このパンフレットは「がん保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」・「ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

■ご契約の際には保険申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

■代理店は保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、代理店と締結して有効に成立した契約については、保険会社と直接契約されたものとなります。

共栄火災海上保険株式会社

本社／〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL: (03)3504-0131 (代)
ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先